

# 道公営住宅等の暴力団員排除に関する取扱要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、道公営住宅等における暴力団員の入居の制限等について北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）及び北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (2) 入居者等 道公営住宅の入居決定等を受け、現に道公営住宅に入居している入居者及びその同居者をいう。
- (3) 入居予定者 道公営住宅の入居の申込みをした者のうち、道公営住宅の入居者として選考された者であって、その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者をいう。
- (4) 承認申請者 条例第12条又は第13条に規定する承認の申請を行った者をいう。
- (5) 使用申込者 駐車場の使用の申込みをした者をいう。
- (6) 入居予定者等 入居予定者、承認申請者及び使用申込者をいう。
- (7) 暴力的不法行為等 暴力団対策法第2条第1号に規定する違法な行為をいう。

## 第2章 入居希望者への周知

### (周知の内容)

第3条 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、入居者募集パンフレットやインターネット等により、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は、入居決定しないこと。
- (2) 入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居を認めないこと。
- (3) 入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名

義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継を認めないこと。

- (4) 新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、使用を決定しないこと。
- (5) 入居者又はその同居者（以下「入居者等」という。）が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求できること。
- (6) 入居予定者等（第4条第3項に掲げる者を除く。）が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会すること。
- (7) 北海道警察本部長は、知事に対し必要な情報を提供できること。

### 第3章 北海道警察本部長の意見の聴取等

（北海道警察本部長の意見の聴取）

第4条 条例第65条に規定する北海道警察本部長（以下「道警本部長」という。）の意見の聴取は、別記第1号様式に同条に掲げる者の情報を記録した電子媒体を添えて、北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長（以下「道警捜査第四課長」という。）あて送付して行うものとする。

- 2 前項の意見の聴取は、道が指定する指定管理者にあつては、総合振興局長等を経由して行うものとする。
- 3 第1項の規定による意見の聴取にあつては、次に掲げる者を除外して行うものとする。

- (1) 女子
- (2) 18歳未満又は70歳以上の男子
- (3) 外国人

4 第1項に規定する電子媒体に記録すべき情報は、次に掲げるものとし、データの作成方法は別に定める。

- (1) 該当者の氏名
- (2) 該当者の生年月日
- (3) 該当者の性別

5 条例第65条第2項に規定する「道公営住宅の管理のため特に必要があると認めるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 入居者等が、道公営住宅の敷地内において、暴力団の組織、名称、活動等に関する看板その他これに類する物件を掲示し、又は暴力団員と疑われる不特定又は多数の者を当該敷地内に頻繁に出入りさせたとき
- (2) 入居者等が、道公営住宅の敷地内において、他の入居者等又は職員若しくは道が

指定する指定管理者その他道公営住宅の管理に関わる者（以下「道公営住宅の関係者」という。）に対し、著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき。

- (3) 入居者等が道公営住宅の敷地内に入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、他の入居者等又は道公営住宅の関係者に対し、著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき
- (4) 入居者等が、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき
- (5) 入居者等が道公営住宅の敷地内に入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき
- (6) その他、入居者等が他の入居者等や道公営住宅の関係者に危害を加えたとき又は加えるおそれが明白であるとき

(道警本部長の回答)

第5条 道警捜査第四課長は、前条第1項の規定により意見を求められたときは、総合振興局長等に対し次により回答するものとする。

- (1) 暴力団員に該当する者がある場合 別記第2号様式により回答する。
- (2) 暴力団員に該当する者がいない場合 電話により回答する。

2 前項第2号により回答を受理した総合振興局長等は、電話受理票を作成し、内容を記録するものとする。

(道警本部長の意見陳述)

第6条 条例第66条に規定する知事への意見陳述は、別記第3号様式により行うものとする。

#### 第4章 暴力団員に対する使用の制限等

(入居不決定等)

第7条 総合振興局長等は、条例第65条第1項の規定により入居予定者等が暴力団員であることが判明したときは、第8条第2項若しくは第8条の2第1項に規定する入居の決定、第57条第2項に規定する使用者の決定又は第12条第1項若しくは第13条第1項の承認をしてはならない。

2 総合振興局長等は、前項の規定により決定又は承認しない場合にあっては、入居予定者等に対しその旨通知するものとする。

(勧告)

第8条 条例第67条に規定する勧告は、建設部長と協議のうえ、3月以上の期間を付して配達証明付き内容証明郵便により、次に定める区分に応じて行うものとする。

- (1) 入居者が暴力団員の場合

別記第4号様式その1により、現に入居している道公営住宅からの退去又は当該住宅の明渡しについて勧告する。

(2) 同居者の一部又は全部が暴力団員の場合

別記第4号様式その2により、入居者に対し、暴力団員である同居者のすべてについて、現に入居している道公営住宅からの退去又は当該住宅の明渡しについて勧告する。

(3) 入居者及びその同居者の一部又は全部が暴力団員の場合

別記第4号様式その3により、前2号に掲げる事項を併せて勧告する。

2 総合振興局長等は、入居者等が条例第65条第2項又は第66条の規定により暴力団員であることが判明したときは、第4条第5項各号のいずれかに該当したことをもって道公営住宅の管理のため特に必要があるものとし、入居者に対し道公営住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告できるものとする。

3 前項による勧告は、条例第38条第1項第1号から第5号及び第7号の規定により道公営住宅の明渡しを請求する場合を除いて行うものとする。

(明渡請求)

第9条 総合振興局長等は、前条に規定する勧告に従わない入居者等に対し、建設部長と協議のうえ、別記第5号様式により期限を指定して、明渡請求を行うものとする。

2 前項の請求書の指定すべき期限は、当該請求書を発した日から起算して、概ね1月を経過した日とするとともに、その発送は配達証明付き内容証明郵便によって行うものとする。

(訴訟の提起等)

第10条 総合振興局長等は、前条の停止条件付き住宅明渡請求で指定した期限までに当該住宅を明渡さない者について、知事に対し、訴訟の提起を求めるものとし、判決後に速やかに退去しない場合には、強制執行の申立てを行うよう求めなければならない。

## 第5章 北海道警察との連携等

(相互協力)

第11条 北海道と北海道警察は、道公営住宅における暴力団員の入居の制限等を行うにあたり、必要な事項について協定するものとする。

2 総合振興局長等は、条例、規則及びこの要綱等に基づく事務を行うにあたり、暴力団員による暴力行為等により道公営住宅の関係者の安全が確保されない恐れなどがある場合は、道警捜査第四課長に対し別記第6号様式により、警察官の出動等必要な

支援を要請するものとする。

(情報の管理)

第 12 条 北海道及び北海道警察は、提供された情報を適正に管理するものとする。

附則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

番 号  
平成 年 月 日

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局  
捜査第四課長 様

北海道〇〇総合振興局（振興局）長 ㊟

暴力団員による道公営住宅等の使用の制限に係る情報提供について（照会）

このことについて、別添の電子媒体に記録されている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かを確認のうえ、回答願います。

〇〇総合振興局〇〇建設管理部  
建設行政室建設指導課 主査（建築住宅）  
〇〇振興局産業振興部建設指導課  
主査（建築住宅）

別記第2号様式

平成 年 月 日

北海道〇〇総合振興局（振興局）長 様

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局  
捜 査 第 四 課 長 ㊟

暴力団員による道公営住宅等の使用の制限に係る情報提供について（回答）  
平成 年 月 日付け〇〇第〇〇〇号で照会のありましたこのことについて、次の者が、現時点において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることを確認しました。

| フリガナ<br>氏名 | 住所 | 生年月日 |
|------------|----|------|
|            |    |      |
|            |    |      |

別記第3号様式

平成 年 月 日

北海道〇〇総合振興局（振興局）長 様

北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局  
捜 査 第 四 課 長 ㊟

暴力団員による道公営住宅等の使用の制限に係る情報提供について（通知）  
このことについて、次の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したので通知します。

| 氏名 | 住所 | 生年月日 |
|----|----|------|
|    |    |      |
|    |    |      |

別記第4号様式その1 (入居者が暴力団員の場合)

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

北海道 総合振興局 (振興局長) 函

## 勧 告

あなたは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、北海道営住宅条例第67条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡請求を行うことがあります。

### 記

・ 勧告の内容

平成 年 月 日までに現に入居している住宅からあなたが退去し、又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

〇〇総合振興局〇〇建設管理部建設行政室  
建設指導課主査（建築住宅）  
〇〇振興局産業振興部建設指導課  
主査（建築住宅）  
TEL —

別記第4号様式その2 (同居者の一部又は全部が暴力団員の場合)

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

北海道 総合振興局 (振興局) 長 印

## 勧 告

あなたが同居させている者 (以下「同居者」という。) は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) であることが判明したことなどから、北海道営住宅条例第67条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡請求を行うことがあります。

### 記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

平成 年 月 日までに現に入居している住宅から暴力団員である同居者をすべて退去させること又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

〇〇総合振興局〇〇建設管理部建設行政室  
建設指導課主査 (建築住宅)  
〇〇振興局産業振興部建設指導課  
主査 (建築住宅)  
TEL -

別記第4号様式その3 (入居者及びその同居者の一部又は全部が暴力団員の場合)

番 号  
平成 年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

北海道 総合振興局 (振興局) 長 印

## 勧 告

あなたと、あなたが同居させている者（以下「同居者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことなどから、北海道営住宅条例第67条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡請求を行うことがあります。

### 記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

平成 年 月 日までに現に入居している住宅から、あなたが退去し、かつ、暴力団員である同居者をすべて退去させること又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

〇〇総合振興局〇〇建設管理部建設行政室  
建設指導課主査（建築住宅）  
〇〇振興局産業振興部建設指導課  
主査（建築住宅）  
TEL —

別記第5号様式

番 号  
平成 年 月 日

様

北海道知事 高橋はるみ

北海道営住宅の明渡しについて（請求）

平成 年 月 日付け 第 号による文書で平成 年 月 日までに退去又は住宅を明け渡すよう勧告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、北海道営住宅条例第38条1項第6号の規定に基づき、同指定期限の日限りをもって、下記住宅の使用許可を取り消します（賃貸借契約を解除する）ので直ちに明け渡すよう請求します。

本請求に応じられなかった場合は、訴訟を提起することとなりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 北海道営住宅の表示  
北海道営住宅 団地 号棟 号
- 2 指定期限  
平成 年 月 日
- 3 根拠法令  
北海道営住宅条例第38条

付記

受取人

市 町 丁目 番 号  
北海道営住宅 団地 号棟 号  
〇〇〇 〇〇

差出人

市 町 丁目 番 号  
北海道 総合振興局（振興局）〇〇建設管理部（産業振興部）  
建設指導課主査（建築住宅）  
電話 (内線〇〇-〇〇〇)

別記第6号様式

番 号  
平成 年 月 日

北海道警察本部刑事部  
組織犯罪対策局捜査第四課長 様

北海道〇〇総合振興局（振興局）長 ④

道公営住宅等における暴力団排除に関する支援要請について  
このことについて、次のとおり支援を要請します。

記

- 1 支援を必要とする理由
- 2 支援を必要とする日時及び場所

〇〇総合振興局〇〇建設管理部建設行政室  
建設指導課主査（建築住宅）  
〇〇振興局産業振興部建設指導課  
主査（建築住宅）